

岡山市契約事務改善検討委員会設置規程

平成5年12月20日

市訓令甲第35号

(設置)

第1条 本市の契約事務を改善するため、岡山市契約事務改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 契約事務を改善するための基本方針等の策定に関すること。
- (2) その他契約事務を改善するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副市長（財政局担当）をもって充て、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職員をもって充てるほか、別表第2に掲げる職員に委嘱する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(部会)

第5条 委員会の所掌事務に関する調査及び検討をより専門的に行い、委員会の会務を円滑に推進するため、委員会に工事等検討部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び幹事をもって組織する。
- 3 部会長は、契約課長をもって充て、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する幹事がその職務を代理する。
- 4 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 幹事は、別表第3に掲げる職員をもって充てるほか、別表第4に掲げる職員に委嘱し、更に必要と認める場合には、職員の中から部会長がその都度指名する。
- 6 部会には、部会の所掌事務執行の詳細に関して、より具体的かつ専門的に調査及び検

討を行うためのワーキングチームを設置することができる。

7 部会長は、部会でより専門的に調査及び検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

(意見の徴取)

第6条 委員長又は部会長は、必要があるときは、職員、事業者、市民、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財政局財務部契約課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年市訓令甲第53号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年市訓令甲第75号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年市訓令甲第40号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年市訓令甲第28号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年市訓令甲第24号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年市訓令甲第48号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年市訓令甲第140号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年市訓令甲第27号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年市訓令甲第45号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年市訓令甲第7号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年市訓令甲第19号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第13号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第159号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年市訓令甲第175号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年市訓令甲第49号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年市訓令甲第37号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年市訓令甲第39号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年市訓令甲第48号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年市訓令甲第37号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年市訓令甲第39号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年市訓令甲第11号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

副市長（財政局担当以外） 政策局長 総務局長 財政局長 市民生活局長 市民協働局長 保健福祉局長 岡山っ子育成局長 環境局長 産業観光局長 都市整備局長 下水道河川局長 会計管理者 財政局財務部長

別表第2（第3条関係）

水道局次長 教育委員会事務局教育次長

別表第3（第5条関係）

契約課工事契約担当課長 監理検査課長 北区役所農林水産振興課長 北区役所地域整備課長 北区役所土木農林分室長 中区役所農林水産振興課長 中区役所地域整備課長 東区役所農林水産振興課長 東区役所地域整備課長 南区役所農林水産振興課長 南区役所地域整備課長 環境施設課長 産業振興課長 農村整備課長 交通政策課長 市街地整備課長 庭園都市推進課長 道路計画課長 道路港湾管理課長 西部幹線道路建設課長 東部幹線道路建設課長 道路予防保全課長 公共建築課長 住宅課長 下水道保全課長 下水道施設整備課長 下水道管路整備課長

別表第4（第5条関係）

教育委員会事務局学校施設課長